

「処分の見直し」へ向けて協議 第2回 団体交渉



2018年10月27日9時半より本社棟101会議室において第2回団体交渉が行われました。執行部からは6名、経営側は木塚所長、吉岡副所長、伊藤次長が出席しました。伊藤次長より各項目に対する回答があり、前回とほぼ同じ回答となりました。今回は処分の見直しについて会社側がたたき台を作成し、それをもとに具体的な協議を行いました。変更したい項目の中で、「機器不正使用」「偽装実車」「偽装回送」「センター事案」「洗車屋行為」については現行より厳しくする方向での提案でしたが、「酒気帯び出勤」「スピード違反」に対しては現行より甘い内容の提案でした。(執行部)酒で譴責はありえない。そんな処分では必ず再発します。(経営側)本体はこの基準です。新人はまだ意識が甘い。仕方ないとは

言わないが、普通の会社では簡単に懲戒処分にはならないので初回は厳重注意。(執行部)人の命を預かる職業として、酒を出すことの重さを考えて下さい。出勤停止にしないということ。酒が抜けたら乗務をさせるという事ですか？(経営側)その日に乗せるわけではありません。振り替えて満勤させるつもりです。

(執行部)出勤停止というのは減給と同じです。スピード違反も同じです。会社の存続にも関わる事案なので、譴責処分は認めません。(経営側)検討します。事故については、回数での処分ではなく、スマホや居眠りでの危険運転事故を起こした場合は出勤停止、その他の事故は指導し、教育をして再発防止に努めるという方向にしたいと考えています。

(執行部)事故を減らす為に処分を厳しくしたいと言ったのも会社ですが、運転経験が少なく車両感覚が分からずに接触事故を繰り返す乗務員を、出勤停止にしても運転は上手くなりません。教育をして再発防止に努めるといふのは良い事だと思いません。

今回新たに「法令遵守」と「安全運行」を実現する為に、処分の見直しを秋闘要求項目として追加しました。経営側からの提案は以下の通り【総労働違反超過】月間最大拘束時間超過は次月公出禁止【休憩時間不足】●危険性がある違背(1時間30分未満同月度2回、都度)2乗務出勤停止●著しい違背(2時間未満同月度2回目、都度)1乗務出勤停止

【連続労働時間超過】【帰庫遅延】【最高速度105キロ以上違反】【最高距離超過365キロ以上違反】については、頻度を鑑み、所属長判断により厳重注意もしくは懲戒を適用する(執行部)休憩時間は法令で3時間です。今も2時間半で指導記録を書かせているようですが、それでは2時間半で良いという認識になってしまっています。乗務員には中身をしっかりと理解させてください。(執行部)速度超過の105キロという基準は？(経営側)現状は110キロですが、法令は100キロ以上が違反行為です。そもそも指導対象が110キロというところがおかしいので、105キロに下げました。全ての提案について、執行部で検討をし、次回の交渉で再度協議することとなりました。

意味のないシフト変更、未払い賃金に強く抗議 出番表通りに配車するよう要求 第3回 団体交渉

11月14日に行われた団体交渉では、インフルエンザの予防接種について、会社から1,000円の補助を出すという回答がありました。会社で予防接種を受けた場合は、本人負担が2,000円となりますが、ワクチンが人数分確保できず、希望者全員が受けられない可能性があるため、外部で予防接種をした場合も会社から1,000円の補助金を出すという回答でした。その他「三笠山」は1月4日から1月7日に出勤した者に支給するという回答がありました。

(執行部)第1回、第2回の団体交渉で出番表通りに配車をするよう要求したのに関わらず、100人程に日曜日を入れた違う出番表を渡しているの聞いています。11月の出番会で「事故・違反をした乗務員やモニターの数値を落とした対象者はシフトの変更、担当車を外す」と告知したようですが、それはバワハラ行為です。出番表については昨年の12月で労使で確認をしていることなのに、配車が出来ないのは会社の責任です。会社の都合で配車できなければ賃金補償です。日曜日をどうしても稼働させたいようですが、組合が認めたのは自己都合で振替をするときだけです。東洋交通の賃金から見ても日曜日出番は何のメリットもなく、ただの不利益変更。日曜出勤させて金曜日に休車を出していただく意味がありません。うまく配車できないのであれば、まず出向者を返して下さい。(経営側)平日、特に金曜日に稼働させたいと考えているが、当欠者が多いため休車が出てしまう。出勤数を確保するため日曜日に振替をさせている。265台動いていないのに、配車がつかないということはありえない。(執行部)出勤数を確保するという事と出番表通りに配車をするという事は違います。車が足りているのに配車がつかず待たされている乗務員がいるのは、むやみに遅番を増やして、早番の車を遅番で使ったり、A出番B出番のバランスを考えているからこのような事態になっているのではないですか？まずはバラバラにしたものを元に直し、調整を仕直して下さい。

来年度の出番表は12月までと要求していますが、いつになりますか？

裏面に続く

(経営側) 来年から取得させなければいけない有給の問題もあり、12月までに作成することは難しいです。

(執行部) 12月中に協議をして毎年決定している事項です。年明けには出番表を配るの必ず作成して下さい。

未払い賃金についてですが、黒タク講習や救命研修など、明けて受講させているものについては残業代が発生します。この1、2ヶ月で残業代を付けなければいけない乗務員に対し、未払いになっているものがあるので、必ず支払って下さい。つけ忘れてしまった賃金を来月度に払うのではなく、その場で現金で支払うようお願いします。

(経営側) 黒タクは会社がお願いで乗るものではないです。また、救命講習も任意の参加と考えているので、会社が指示をした業務ではないという認識です。

(執行部) 新人は会社から参加してと言われれば業務と受け取ります。班長に参加を募れというのと同じです。残業代を払うつもりが無いのであれば必ず業務時間内で受けさせるよう徹底して下さい。

処分の見直し 協議 その2

前回協議した処分について、日本交通では回数を重ねた後「退職勧奨」という基準がありますが、東洋交通の就業規則では「退職勧奨」ではなく、「懲戒解雇」となっているのので、会社が提案している「退職勧奨」は削除し、就業規則通り「懲戒解雇」にすることを決定しました。センター事業の「メーター不正使用」については項目を分け、「メーター不正使用」については項目を分け、「メーター不正使用」とし、うっかりメーターを入れ忘れた場合は1乗務、故意で行った場合は5乗務の出勤停止という事を確認しました。また、「休憩時間不足」については2乗務ではなく1乗務の出勤停止、選任されてから1カ月までは注意・指導をするのみで、処分の対象から外すということを確認しました。新しい処分内容については、秋闘の回答とともに発表し、2019年1月から施行されます。

2018年組合旅行報告 (豪華高級サロンバスで行く! 浜松・館山寺温泉の旅!)

11月11日(日)〜12日(月)にかけて、2018年度「組合旅行会」が開催されました。参加者総勢26名。今回の旅行先は「豪華バスで行く! 浜松・館山寺温泉の旅」。1日目も2日目も天候に恵まれ有意義に観光を楽しむ事が出来ました。

【1日目】

今回は高級サロンバスを利用しての組合旅行で、会社組合事務所前から出発しました。ガイドさんの流暢な案内を聞きながら、「沼津グールメ街道の駅」へ向かいました。そのまゝ、「沼津グールメ街道の駅」の中にある「電宮海鮮市場」で昼食を摂りました。サザエやホタテなど数種類の貝や干物など好きなだけ自分で焼いて食べる事が出来る「海鮮食ハ放題」です。更に、1名に3個づつ牡蠣が付いてきて、とても満足しました。

その後、「竜ヶ岩洞(りゅうがしどう)」を見学しました。「竜ヶ岩洞」は総延長1000m(一般公開400m)の観光鍾乳洞です。洞内は年中18℃で、夏は涼しく冬暖かい快適な地底探訪が楽しめるそうです。中でも、落差30mの地底の大滝はまさに圧巻でした。

今回の宿泊先は「浜松・館山寺温泉・ホテル九重」浜名湖畔の城跡に行む純和風旅館。日本屈指の浜名湖の美しい景観の中、天然温泉と地元ならではの美味と旬を存分に楽しみました。

【2日目】
「浜松フルーツパーク」でワイナリー工場を見学。参加者全員が製造工程の説明を興味深く聞いていました。その後は、ワインを試飲。さつきまでの真剣な顔が急に和らいでいました。浜松と言えは「ワナギー」鰻いしかわで、鰻の白焼きから「鰻重」と、とても豪華な鰻料理を堪能しました。

最後に「焼津さかなセンター」でお土産を購入し、帰路につきました。参加者の皆様、お疲れ様でした。来年も楽しい旅行にしましょう!



日交労主催 第3回グリーンカップ(ゴルフ)の結果

2018年10月29日(月)、日交労各支部主催の第3回グリーンカップ(支部対抗ゴルフ大会)が開催され、東洋交通労働組合から参加した、児嶋武海氏が見事優勝しました。おめでとうございます!

